

第9 粉末消火設備

令第13条及び第18条並びに規則第21条の規定によるほか、次によること。

1 消火剤

粉末消火設備の消火剤の成分及び性状は、「消火器用消火剤の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第28号)第7条に適合した検定品であること。

2 全域放出方式の粉末消火設備

(1) 貯蔵容器等の設置場所

粉末消火剤の貯蔵用器又は貯蔵タンク（以下この第9において「貯蔵容器等」という。）の設置場所は、第7 不活性ガス消火設備 2、(1)の規定を準用すること。

(2) 貯蔵容器等

規則第21条第4項第3号の規定によるほか、次によること。

ア 貯蔵タンクは、温度40度（規則第19条第5項第6号ロに規定する温度の上限）における貯蔵タンクの1.5倍以上の圧力に耐えるものであること。

イ 加圧式の貯蔵容器等に設ける規則第21条第4項第3号ニ、第7号ホ（へ）及び第5項に規定する放出弁は、認定評価品とすること。

(3) クリーニング装置

規則第21条第4項第4号に規定するクリーニング装置は、次によること。

ア クリーニング用のガスは、窒素ガス又は二酸化炭素によるものとし、その容量は、消火剤1キログラムにつき、別表5の量以上とすること。

別表5

《クリーニング用ガスの容量》

使用ガスの種類	加圧式	蓄圧式
窒素ガス	不要	10リットル
二酸化炭素	20グラム	

イ クリーニング用のガスは、専用容器とすること。ただし、加圧用ガスに窒素ガスを用いる場合は、この限りでない。

ウ クリーニング用のガス貯蔵容器の構造及び安全装置は、規則第21条第4項第5号及び第5号の2に規定されている加圧用ガス容器の基準を準用すること。

(4) 選択弁

規則第21条第4項第11号に規定する選択弁は、第7 不活性ガス消火設備 2、(3)の規定を準用すること。

(5) 容器弁等

規則第21条第4項第3号ロ及びハ、第5号の2並びに第12号に規定する容器弁、安全装置及び破壊板（以下この9において「容器弁等」という。）は認定評価品とする

こと。

(6) 配管等

配管等は、規則第21条第4項第7号の規定によるほか、次によること。

ア 起動の用に供する配管で、起動容器と貯蔵容器との間には、当該配管に誤作動防止のため逃し弁（リリーフバルブ）を設けること。

イ 主管からの分岐部分から各ヘッドに至るまでの配管は、放射圧力が均一となるよう全てトーナメント形式とし、かつ、末端の取付ヘッド数を2個以内とすること。ただし、有効な三方分岐管等を使用した場合は、3個とすることができる。

ウ 配管を分岐する場合は、屈曲部分で粉末消火剤が片側に押しやられ、粉末消火剤と加圧ガスが分離してしまうため、次のいずれかの配管方式とすること。

(ア) 粉末容器側にある屈曲部分の手前の配管と T 字継手により接続する配管を直角とする方式

(イ) 粉末容器側にある屈曲部分から T 字継手までの距離を管系 20 倍以上の距離とする方式

(ウ) T 字継手へ至る配管には、屈曲部分を設けず、T 字継手の先に屈曲部分を設ける方式

(エ) 前 (ア) から (ウ) までのほか、粉末消火剤と加圧ガスの分離を防止できる方式

(7) 噴射ヘッド

規則第21条第1項第3号に規定する噴射ヘッドは、認定評価品とすること。

(8) 防護区画の構造等

第7 不活性ガス消火設備 2、(8) (クを除く。) の規定を準用すること。

(9) 制御盤等

第7 不活性ガス消火設備 2、(10) の規定を準用すること。

(10) 圧力調整器

規則第21条第4項第8号に規定するほか、次によること。

ア 圧力調整器には、指示圧力が一次側にあつては、25メガパスカル以上、二次側にあつては調整圧力に見合った圧力計を取り付けること。

イ 容器開放の際二次圧力をおおむね1.5メガパスカルから2.0メガパスカルまでに減圧し、貯蔵容器等に導入すること。

ウ 圧力調整器は、有効放出時間において、放射圧力の15パーセントまで維持できる流量性能を有するものであること。

(11) 定圧作動装置

規則第21条第4項第9号に規定する定圧作動装置は、認定評価品とすること。

(12) 起動装置

第7 不活性ガス消火設備 2、(11) の規定を準用すること。

(13) 音響警報装置

第7 不活性ガス消火設備 2、(12)の規定を準用すること。

(14) 放出表示灯

第7 不活性ガス消火設備 2、(13)の規定を準用すること。

(15) 非常電源、配線等

令第18条第6号及び規則第21条第4項第17号の規定によるほか、第2 屋内消火栓設備 9の規定を準用すること。

3 局所放出方式の粉末消火設備

(1) 放射区域の重複

防護対象物が2以上存する場合で、これらの放射区域（一の選択弁により消火剤が放射される区域をいう。以下この第9において同じ。）が相互に1.2メートル以下の距離（重複及び接する場合を含む。）にある防護対象物は、一の防護対象物とみなし貯蔵容器等を設置すること。

(2) 消火剤の貯蔵量

規則第21条第3項第2号及び第3号の規定によるほか、前(1)により、一の防護対象物とみなした場合の消火剤量は、当該一の防護対象物に必要な量とする。

(3) 貯蔵容器等の設置場所

前2、(1)の規定によること。

(4) 貯蔵容器等

前2、(2)の規定によること。

(5) 選択弁

前2、(4)の規定によること。

(6) 容器弁等

前2、(5)の規定によること。

(7) 配管等

前2、(6)の規定によること。

(8) 噴射ヘッド

規則第21条第2項第2号に規定する噴射ヘッドは、認定評価品とすること。

(9) 制御盤等

制御盤等を設ける場合は、前2、(9)の規定によること。ただし、遅延装置は設けないことができる。

(10) 圧力調整器

前2、(10)の規定によること。

(11) 定圧作動装置

前2、(11)の規定によること。

(12) 起動装置

前2、(12)の規定によること。

(13) 音響警報装置

前2、(13)の規定によること。

(14) 非常電源、配線等

前2、(15)の規定によること。

4 移動式の粉末消火設備

第7 不活性ガス消火設備 4の規定を準用するほか、第1節第8 泡消火設備等で移動式とすることができる場所の取扱い に規定する場所に設置する場合は、消火配管（雨水等により、使用不能とならないような措置が講じられているものに限る。）その他必要な機器を次により設けること。

(1) 消火配管は直管とすること。

(2) 消火配管には消火口を設け、ノズルが容易に接続でき、かつ、はずれにくいように措置すること。

(3) 消火口に地下1段用及び地下2段用と判別できる表示をすること。

(4) 噴射ヘッドは、認定評価品とすること。

(5) 消火配管等は、有効に維持管理すること。